

令和2年度 第1回理事会

令和元年（2019年）9月27日改正

新旧対照表

現 行	改 正 案	備 考
<p>504 全日本スキー・ボード技術選手権大会開催規程</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第10項に基づき、全日本スキー技術選手権大会及び全日本スノーボード技術選手権大会の開催に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 全日本スキー技術選手権大会（以下「全日本技術選手権」という。）については、別に運営細則を定める。</p> <p>3 全日本スノーボード技術選手権大会については、別の大会要項で定める。</p> <p>(主催及び主管)</p> <p>第2条 全日本技術選手権は、本連盟の主催で、開催地の加盟団体が主管して開催する。</p> <p>2 本連盟は、当該加盟団体へ開催のための準備並びに運営等の業務を委託する。</p> <p>(公 示)</p> <p>第3条 全日本技術選手権の開催期日及び場所は、開催年度のオフィシャルブック等で周知する。</p> <p>(大会役員、組織委員及び競技役員)</p> <p>第4条 大会役員及び組織委員は、理事会で決定し、会長から委嘱する。</p> <p>2 競技役員は、組織委員会で決定し、大会会長が委嘱する。</p> <p>3 役員構成及び任務については、別に定める。</p> <p>(会 期)</p> <p>第5条 全日本技術選手権の会期は、開会式及び閉会式を含めてスキーは5日間、スノーボードは4日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。</p> <p>(競技方法及び競技規則)</p> <p>第6条 競技は、予選、準決勝、決勝を行うことを原則とする。ただし、その競技方法及び競技規則については、別に定める。</p> <p>(出場資格)</p> <p>第7条 出場者は、日本国籍を有し、当該年度の本連盟会員登録済みで、次に掲げる各号の一つに該当しなければならない。</p> <p>(1) 本連盟級別テスト1級以上を有し、満18才以上の者で、加盟団体の行う予選会を通過し、加盟団体の推薦を得た者</p> <p>(2) 本連盟会長が認めた者</p> <p>2 前項の出場者は、本連盟スキー補償制度、又はこれに準ずる傷害保険に加入していなければならない。</p> <p>(出場者数)</p> <p>第8条 出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。</p> <p>2 全日本技術選手権大会の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が準決勝の出場権を得る。</p> <p>3 全日本技術選手権大会の準決勝の合計得点により別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。</p> <p>(成績順位の決定)</p> <p>第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法</p>	<p>504 全日本スキー・ボード技術選手権大会開催規程</p> <p>(趣 旨)</p> <p>第1条 この規程は、全日本スキー選手権大会開催規程第1条第10項に基づき、全日本スキー技術選手権大会及び全日本スノーボード技術選手権大会の開催に関し、必要な事項を定める。</p> <p>2 全日本スキー技術選手権大会（以下「全日本技術選手権」という。）については、別に運営細則を定める。</p> <p>3 全日本スノーボード技術選手権大会については、別の大会要項で定める。</p> <p>(主催及び主管)</p> <p>第2条 全日本技術選手権は、本連盟の主催で、開催地の加盟団体が主管して開催する。</p> <p>2 本連盟は、当該加盟団体へ開催のための準備並びに運営等の業務を委託する。</p> <p>(公 示)</p> <p>第3条 全日本技術選手権の開催期日及び場所は、開催年度のオフィシャルブック等で周知する。</p> <p>(大会役員、組織委員及び競技役員)</p> <p>第4条 大会役員及び組織委員は、理事会で決定し、会長から委嘱する。</p> <p>2 競技役員は、組織委員会で決定し、大会会長が委嘱する。</p> <p>3 役員構成及び任務については、別に定める。</p> <p>(会 期)</p> <p>第5条 全日本技術選手権の会期は、開会式及び閉会式を含めてスキーは5日間、スノーボードは4日間を原則とする。ただし、特別の事情があるときは、会期を変更することができる。</p> <p>(競技方法及び競技規則)</p> <p>第6条 競技は、予選、準決勝、決勝を行うことを原則とする。ただし、その競技方法及び競技規則については、別に定める。</p> <p>(出場資格)</p> <p>第7条 <u>出場者は、当該年度の本連盟会員登録済みで、次に掲げる各号の一つに該当しなければならない。</u></p> <p>(1) 本連盟級別テスト1級以上を有し、<u>当該大会開催年度の4月1日現在で</u>満18才以上の者で、加盟団体の行う予選会を通過し、加盟団体の推薦を得た者</p> <p>(2) 本連盟会長が認めた者</p> <p>2 前項の出場者は、本連盟スキー補償制度、又はこれに準ずる傷害保険に加入していなければならない。</p> <p>(出場者数)</p> <p>第8条 出場できる選手数は、男女別に、別に定める当該年度の加盟団体出場枠による。</p> <p>2 全日本技術選手権大会の予選種目の合計得点により、別に定められた順位の者が準決勝の出場権を得る。</p> <p>3 全日本技術選手権大会の準決勝の合計得点により別に定められた順位の者が決勝の出場権を得る。</p> <p>(成績順位の決定)</p>	<p>国際化に伴い「日本国籍を有し、」を削る</p> <p>「当該大会開催年度4月1日現在で」の文言追加</p>

<p>により決定する。 (その他準用規定) 第10条 全日本スキー選手権大会開催規程第10条、第14条、 第15条及び第16条を準用 する。 (規程の改廃) 第11条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成7年10月13日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年11月7日 改正 平成16年11月2日 改正 平成18年11月1日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正</p>	<p>第9条 総合成績及び各種目成績は、競技規則に定める採点方法 により決定する。 (その他準用規定) 第10条 全日本スキー選手権大会開催規程第10条、第14条、 第15条及び第16条を準用 する。 (規程の改廃) 第11条 この規程の改廃は、教育本部理事会の議決による。</p> <p>平成7年10月13日 制定 平成13年9月28日 改正 平成14年11月5日 改正 平成15年11月7日 改正 平成16年11月2日 改正 平成18年11月1日 改正 平成25年7月9日 改正 平成27年7月14日 改正 平成29年7月15日 改正 平成30年12月13日 改正 <u>令和元年9月27日 改正</u></p>	
---	---	--